


L-Pack PLUS 保険


2025年7月改定






フォークリフト作業中に
第三者の貨物を破損!

貨物の受け取り



荷崩れした貨物の
検品費用が発生!


輸送中



積み込み作業中に
突然の雨で貨物が
濡れてしまった!

保管中

運送業者のみなさまへ 物流リスクへの対策は 万全ですか?



輸送貨物の損傷は、物的損害だけでなく、
荷主からの信頼も失うリスクがあります。
しかし、スピーディーな賠償対応で
信頼回復のチャンスに変えることも可能です。

貨物が高額化する今、
一度の事故が経営を揺るがす事態にもつながりかねません。
経営の安定など、物流企業をとりまくリスクに備え、
今こそ運送業者貨物賠償責任保険の必要性を考え直してみませんか?

物流リスクに対する備えの決定版!

L-Pack PLUS 保険が 皆さまに安心・安全をお届けします。

物流サービスの企業活動において発生し得るさまざまなリスクを、一括してカバーすることで企業運営を支えます。

届いています!

ご契約者さまからの喜びの声

輸送中の事故で、
貨物にダメージはなかったんだけど
納期に間に合わせるための
代車手配費用が補償されたよ!



貨物の輸送中だけでなく、
保管中も作業中も補償してくれたから、
補償のモレがなくなって安心だわ!



急ブレーキで
貨物が荷崩れ!

輸送中

誤った荷物を納品して、
顧客からクレーム!

貨物の引き渡し

L-Pack PLUS 保険は、物流サービスの
**多岐にわたるリスクを
まとめて補償!**



輸送中

保管中

作業中

(倉庫梱包・札付等)

荷主に対して負担する**法律上・運送契約上の
賠償責任や各種費用損害を補償します!**

事業許可を有して運送事業を営む皆さまが受託した貨物の輸送中・作業中・保管中に生じた損害によって、
貨物の所有者や元請運送人に対して負担する法律上・契約上の賠償責任や各種費用損害を補償します。

*車両特定方式の場合は、受託した貨物の輸送中のみ補償の対象です。(作業中・保管中は対象外。)

輸送中・作業中・保管中に生じる 損害に対する賠償責任を包括的にカバー！

※車両特定方式の場合は、受託した貨物の輸送中のみ補償の対象です。(作業中・保管中は対象外。)

偶発な事故による賠償責任



衝突 破損 火災・爆発 盗難※

事故に伴い発生する費用



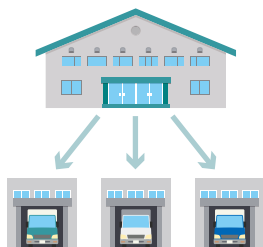
残存物
取片付け費用 検査費用 特別継搬
費用

※警察署にその届出が受理されている盗難にかぎります。

下請業者による損害を 包括的に補償！

お客さまが受託した貨物を、
下請業者に再委託する場合
に、元請運送人として負担す
る賠償責任を包括的に補償
します。

※車両特定方式の場合は、下請車を
特定したときのみ補償の対象です。



輸送に付随する解体、 据付・組立期間中を補償！

輸送に付随する貨物の解体、
据付・組立期間中を補償しま
す。

※ただし、解体、据付・組立によって生
じた損害は、その作業を開始した
日の午前0時から起算して3日以
内に発生した場合にかぎります。

※売上高方式を選択した場合のみ
補償の対象です。



第三者への賠償を補償！ (オプションをセットした場合)

受託した貨物の輸送・作業・保
管業務遂行中に生じた偶発な
事故により、第三者の身体を害
した場合または財物を滅失、
損傷、汚損させた場合に、法律
上の賠償責任を負担すること
により被る損害を補償します。

**一時的に借用したフォークリフト
自体の損害も含まれます。**

※他保険との関係についてはP.14を
ご確認ください。



必要な補償だけに 限定することで 保険料の見直しを！ (オプションをセットした場合)

補償する事故の範囲を特定の
事故に限定することができます。



基本補償

次のような事故により、お客さまが負担する賠償責任による損害に対して保険金をお支払いします。

*車両特定方式のご契約の場合、受託した貨物の輸送中のみ補償の対象です。(作業中・保管中は対象外。)

偶然な事故による賠償責任 [受託貨物に生じた損害]

輸送中・作業中・保管中の貨物に生じた損害に対して、
保険金をお支払いします。

輸送中に
前方不注意により
電信柱に衝突し、
貨物の荷崩れが発生!



輸送用具の衝突

保管倉庫内での
フォークリフト作業中に、
フォークリフトの
ツメの差し込みが甘く、
貨物転倒・落下による破損!



破損

車両火災により、
輸送中に貨物が全焼!



火災事故

など

盗難事故についても基本補償に含みます。

事故に伴い発生する費用 [受託貨物にかかわる費用損害 (自動セット)]

貨物の損害に対する保険金の他に、
残存物の撤去や廃棄等の費用をお支払いします。

機械貨物の荷崩れによる
製品の検品が発生!



検査費用

保険金お支払額の例 約150万円

荷崩れにより道路上に
飲料が液漏れしてしまい、
廃棄と清掃が発生!



残存物取片付け費用

保険金お支払額の例 約130万円

トラックの電気系統
トラブルにより、輸送が中断され
代車手配が必要に...



特別継搬費用

保険金お支払額の例 約100万円

各種オプション特約

オプション特約をセットする場合、補償追加は保険料に割増が適用され、補償限定は保険料に割引が適用されます。

お客さまに万全な補償をご提供するため、事業活動に合った補償をご用意しています。

■基本補償に追加することで、より安心して事業活動が行えます。

倉庫で
フォークリフト作業中に
他社倉庫を
傷つけてしまった!



第三者賠償責任

温度設定誤りにより、
アイスクリームが
溶けてしまった!



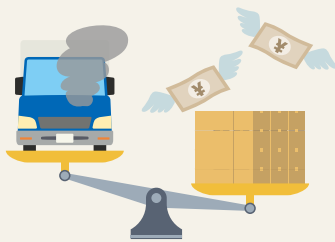
冷蔵貨物ワイド補償

異なる店舗に
商品を届けてしまい、
再配送するための費用が
発生してしまった!

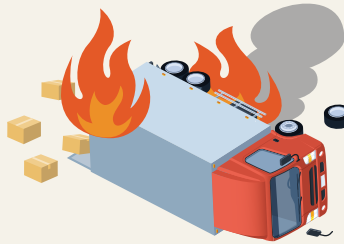


急送・回収費用
(誤配送を含みます。)

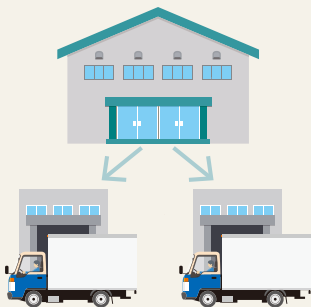
■さらに、業務を取り巻くさまざまなリスクを包括的に補償します。



修理費用超過補償



高額危険



トレーラーシャーシ・コンテナ
受託したトレーラーシャーシ・コンテナ自体を
補償します。



臨時費用

■補償の対象や事故の範囲を限定することができます。



保管中・作業中不担保
補償の対象を輸送中のみに限定します。



特定危険担保および盗難・不着危険
補償する事故の範囲を縮小します。

それぞれの補償内容についての詳細は、P.10～P.14をご確認ください。

お見積りの流れ

お客さまの事業内容に合わせ、ご希望の補償をお選びください。

STEP 1

契約方式
の選択

ご希望の補償範囲に応じ、契約方式をお選びください。



リスクを包括的に補償
売上高方式

一部の車両を特定して補償
車両特定方式

それぞれの契約方式についての **詳細は、次のページ** をご確認ください。

STEP 2

支払限度額
自己負担額
の選択

輸送実態に応じ、ご希望の支払限度額と自己負担額をお選びください。

■ 輸送中の支払限度額(てん補限度額)と自己負担額(免責金額)※

※自己負担額(免責金額)とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

売上高方式

支払限度額(てん補限度額)

50万円～1億円

自己負担額(免責金額)

5,000円～100万円

車両特定方式

支払限度額(てん補限度額)

50万円～3,000万円

自己負担額(免責金額)

1万円～20万円

売上高方式における作業中・保管中の支払限度額(てん補限度額)は、
輸送中の支払限度額(てん補限度額)の5倍もしくは1億円のいずれか低い額とします。

STEP 3

オプション特約
の選択

必要に応じ、ご希望のオプション特約をお選びください。



オプション特約についての **詳細は、P.12** をご確認ください。

保険料のお見積り

保険料を算出するにあたり、別途「**ヒアリングシート**」をご用意しております。
ご回答いただいた内容に応じてお見積りいたします。

■『契約方式』は、お客さまの事業内容、ニーズに合わせて2つご用意しています。

★★★★★
おすすめ!


リスクを包括的に補償
売上高方式

一部の車両を特定して補償
車両特定方式

前年度売上高をもとに
保険料を算出します。

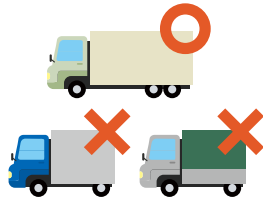
荷主または元請運送人から受託した貨物の輸送中、作業中、保管中や輸送に付随する貨物の解体、据付・組立期間中※を切れ目なく補償します。

※作業を開始した日の午前0時から起算して3日間を限度とします。



トラック1台ごとに
保険料を算出します。

補償の対象とする車両をお申込みの際に車両登録番号で特定します。増車・減車・車両入替の際にはお手続きが必要です。受託した貨物の輸送中を補償します。(作業中・保管中は対象外。)



■契約方式により、『保険責任の始終』が異なります。

車両特定方式の場合、補償対象となる保険責任期間が限定されるため注意が必要です。

			売上高方式	車両特定方式
↓ 貨物の受取から引渡しまで	受取場所	貨物解体	○ 3日間限度	×
		梱包作業	○	×
		貨物の受取り	○	×
	輸送用具	積込み	○	○
		輸送	○	○
		車上仮置	○	○
		荷卸し	○	○
	配送センター/ 倉庫/仮置場	仮置(車上仮置きを含む)	○	○ 車上仮置き中のみ
		保管	○	×
		仮置(車上仮置きを含む)	○	○ 車上仮置き中のみ
	輸送用具	積込み	○	○
		輸送	○	○
車上仮置		○	○	
荷卸し		○	○	
引渡場所	引渡し	○	×	
	開梱作業	○	×	
	組立・据付作業	○ 3日間限度	×	

○:補償の対象となります。 ×:補償の対象となりません。

個々の輸送における保険責任の始期と終期について

売上高方式の場合

荷主もしくは他の運送人から運送・作業・保管のために貨物を受け取った時に開始し、通常の運送・作業・保管過程を経て、荷受人に貨物を引き渡した時に終了します。

輸送開始前、終了後または途中において輸送に付随する貨物の解体、据付・組立期間中もその作業を開始した日の午前0時から起算して3日間を限度にこの保険の対象となります。

車両特定方式の場合

荷主もしくは他の運送人から受託した貨物を保険証券記載の輸送用具に積み込み作業を開始した時に開始し、通常の輸送過程を経て荷受人もしくは他の運送人に貨物を引き渡した時に終了します。

基本補償でお支払いする主な保険金

■ 受託貨物の損害に対する保険金

売上高方式の場合

運送・作業・保管を受託した貨物自体に生じたすべての偶然な事故によって生じた損害について、次の損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対して、保険金をお支払いします。^{※1}

- ・貨物の所有者(荷主)に対する法律上または運送・寄託・請負契約上の賠償責任
- ・被保険者が下請運送人の場合は、元請運送人に対する法律上または運送・寄託・請負契約上の賠償責任、または荷主に対する法律上の賠償責任

● 支払限度額

- ・輸送中: 1事故につき50万円～1億円の範囲で設定します。
- ・作業中・保管中: 1事故につき輸送中の支払限度額の5倍もしくは1億円のいずれか低い額を限度とします。

車両特定方式の場合

運送を受託した貨物自体に生じたすべての偶然な事故によって生じた損害について、次の損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対して、保険金をお支払いします。

- ・貨物の所有者(荷主)に対する法律上または運送契約上の賠償責任
- ・被保険者が下請運送人の場合は、元請運送人に対する法律上または運送契約上の賠償責任、または荷主に対する法律上の賠償責任

● 支払限度額

- ・輸送中: 1事故につき50万円～3,000万円の範囲で設定します。

■ 損害防止費用等

次の費用について、保険金をお支払いします。

- ・損害防止義務を履行するために必要または有益な費用
- ・訴訟、仲裁、調停または和解のために、損保ジャパンの同意を得て支出した費用
- ・損保ジャパンが直接損害賠償請求の解決にあたった場合に被保険者が協力のために支出した費用 など

■ 残存物取片付け費用保険金

受託した貨物に保険金を支払う対象となる損害が発生した場合に、残存物の取片付けに実際に要した費用をお支払いします。残存物取片付け費用とは、残存物の取片付けに際し、損保ジャパンの承認を得て支出された取り壊し費用、取片付け清掃費用、継搬費用および廃棄費用をいいます。

- 支払限度額: 1事故につき300万円を限度とします。

■ 検査費用保険金

受託した貨物に損害が発生しているかを検査する場合、検査・仕分・再梱包に実際に要した費用のうち損保ジャパンの承認を得て支出された費用をお支払いします。

- 支払限度額: 1事故につき300万円を限度とします。

■ 特別継搬費用

次の①または②の事由が発生した場合に、保険金をお支払いします。ただし、いずれの場合についても、実際に被保険者が要した費用、かつ損保ジャパンが必要または有益と認めた費用にかぎります。

① 継続運搬費用

貨物積載中の輸送用具に事故^{※2}が発生した場合に要した以下の費用
(ア) 中間地における荷卸し・陸揚げ・保管・再積みおよび仕向地への再輸送の費用

(イ) 貨物の輸送を継続するために要した輸送用具の牽引・代車費用

(ウ) 貨物の検査・修理のため作業場所へ輸送する費用

(エ) 開梱・再梱包の費用

(オ) 作業場所から仕向地へ輸送する費用

(カ) 発送地まで貨物を回収するための費用および代替品をその輸送開始時の仕向地まで輸送する費用

② 中継輸送時継搬費用

中継輸送^{※3}を行う場合において、中継輸送相手の輸送用具が中継地点への輸送を開始した以降、中継地点到着前に事故^{※2}が発生し中継輸送が実施できなくなった場合に要した以下の費用

(ア) 新たな中継輸送相手を手配するための費用

(イ) 中継輸送を取りやめ当初の輸送用具による輸送を継続した場合に追加で要した費用

- 支払限度額: 1事故につき300万円を限度とします。

保険の対象とならない貨物

次に掲げる貨物はこの保険の対象となりません。

- 新株券
- 法令の規定・公序良俗に違反する貨物
- 輸送用具自体(自走していない完成車両は含みません。)およびトレーラーシャーシ・コンテナ

※1 お支払いする保険金は、仕切状・納品書がある貨物については、その状面価額を限度、またこれらの書類がない貨物については時価を限度とし、かつ、お申込みいただいた支払限度額を限度としてお支払いします。

※2 輸送用具に発生した火災、爆発、衝突、転覆、墜落および電気的・機械的事故による輸送機能の停止(ガス欠は除きます。)、輸送用具の盗難(継続運搬費用は受託貨物が積載輸送用具と一緒に盗難された場合のみにかぎります。)をいいます。

※3 輸送用具(トレーラーシャーシを含む)の交換または貨物の積替えもしくはドライバー交代を行い貨物を輸送する輸送方式をいいます。交代する相手の中継輸送相手と呼称し、自社か他社かは問いません。

補償の範囲が制限される貨物^(※)

(※)この保険の対象とならない貨物・補償の範囲が制限される貨物は、該当する貨物が家財・引越荷物に含まれる場合にも適用されます。

次に掲げる貨物は補償の範囲が制限されます。

貨物	補償の範囲
<p>■ばら積み貨物^{※1}</p> 	<p>次の損害に対して保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定危険担保条件^{※2}、盗難および輸送用具1台ごとの不着による損害 ② 輸送用具から荷受人への引渡しが行われるタンクへの注入によって行われる貨物については、貨物の荷受人への引渡しが不適当なタンクへの注入によって生じた、その貨物自体の損害 ③ 貨物の積み込み、荷卸しまたは積替えのために使用されているパイプ・ラインからの漏出(そのパイプ・ラインから他のパイプ・ラインへの流出を含みます。)によって生じた、その貨物自体の損害 ④ 輸送用具・輸送用具に付属する収容設備の破損によって生じた、その貨物自体の損害
<p>■野積み貨物^{※3}</p> 	<p>特定危険担保条件^{※2}による損害にかぎり保険金をお支払いします。</p>
<p>■生動物 *家畜・活魚貝類を含みます。</p> 	<p>特定危険担保条件^{※2}によって生じた1頭ごとの死亡による損害にかぎり保険金をお支払いします。</p>
<p>■美術品、書画、骨董品、貴金属、宝玉石</p> 	<p>オール・リスク担保条件^{※4}にしたがって、1梱包(外装)あたり30万円を限度として保険金をお支払いします。</p>
<p>■冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物、定温管理される貨物 *ただし、ばら積み貨物、生動物、美術品、書画、骨董品、貴金属、宝玉石に合致する場合はその貨物の規定を適用します。</p> 	<p>温度変化により生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、次の損害に対しては保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 冷凍・冷蔵・保冷・定温管理のために使用されている機械・装置の破損・故障に起因する温度変化による損害 ② 貨物を冷凍・冷蔵・保冷・定温管理する収容設備またはコンテナ(①の機械・装置を除きます。)の破損・故障に起因する温度変化による損害 ③ 火災・爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州に起因する温度変化による損害
<p>■貨紙幣類・有価証券</p> 	<p>オール・リスク担保条件^{※4}にしたがって、荷主が貴重品であることを告げて輸送を委託する自動車便による輸送中にかぎり、1事故につき、30万円を限度に保険金をお支払いします。</p>
<p>■自動車</p> 	<p>貨物である自動車の輸送用具への積み込み作業期間または輸送用具からの荷卸し作業期間以外の、自力走行中に生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。</p>

※1 ばら積み貨物とは、液状、粉状、粒状などの形状で、梱包されずに保管される貨物や梱包されずに輸送用具にそのまま積載されて輸送される貨物を含む、タンク入り貨物を含みます。

※2 火災・爆発、輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没、座礁、座州によって生じた損害または共同海損犠牲損害に対して、保険金を支払う条件です。

※3 野積み貨物とは、屋根のない場所または軒下に置かれている作業中・保管中の貨物をいいます。基礎のない仮設テント倉庫にある作業中・保管中の貨物は野積み貨物とみなします。ただし、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナ詰め貨物や慣習的に行われる輸送待ち、仕分、配送、積替、荷造りなどのための仮置中の貨物は野積み貨物とはみなしません。

※4 ほとんどすべての偶然な事故によって生じた損害に対して、保険金を支払う条件です。

各種オプション特約について

■第三者賠償責任

受託した運送・作業・保管業務遂行中に生じた偶然的事故により、他人の生命や身体を害した場合または他人の財物を滅失、損傷、汚損させた場合に、被保険者が法律上の賠償責任(これらにかかわる各種付帯費用、逸失利益、慰謝料等の間接損害を含みます。)を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

*車両特定方式の場合は、特定された車両(下請車を含みます。)による輸送中のみ補償の対象です。(作業中・保管中は対象外。)

●**支払限度額**: 1事故および保険期間通算で1,000万円～1億円の範囲で設定します。

■冷蔵貨物ワイド補償

冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物・定温管理される貨物の温度変化により生じた損害については、被保険者、被保険者の下請負人およびそれらの使用人の過失(重過失を含みます。)に起因する温度変化による損害についても、保険金をお支払いします。ただし、保管中に生じた損害を除きます。

●**支払限度額**: 1事故につき基本補償の支払限度額もしくは500万円のいずれか低い額を限度とします。

■急送・回収費用(誤配送等を含みます。)

受託した貨物に保険金を支払う対象となる損害が発生したこと、および受託した貨物の誤配送※1、積忘れもしくは荷卸し忘れが生じたことにより、支払いを余儀なくされる次の費用に対して保険金をお支払いします。

- ・受託した貨物またはその代替品を本来の仕向地(日本国内にかぎります。)まで継搬または急送するための費用
- ・受託した貨物について、損害の発生した地もしくは損害の発生した結果として貨物が存在する地(どちらも日本国内にかぎります。)から発送地まで回収するための費用

●**支払限度額**: 1事故につき500万円を限度とします。

■修理費用超過補償

受託した中古貨物に損害が発生し、貨物が修理され、貨物の仕切状・納品書に記載された価額※2を上回る修理費の支払いを余儀なくされる場合に、仕切状・納品書に記載された価額の150%を限度に実際に要した修理費用に対して保険金をお支払いします。

●**支払限度額**: 仕切状・納品書に記載された価格の150%もしくは基本補償の支払限度額のいずれか低い額を限度とします。

■高額危険

受託した貨物の輸送中に、特定危険担保条件※3による損害が発生した場合、輸送中の支払限度額の5倍を限度に保険金をお支払いします。

●**支払限度額**: 輸送中の支払限度額の5倍もしくは1億円のいずれか低い額を限度とします。

■トレーラーシャーシ・コンテナ

受託したトレーラーシャーシ・コンテナ自体をこの保険の対象に含めます。補償内容は2つの保険条件より選択していただきます。

- ①オール・リスク担保条件※4
- ②特定危険担保条件※3および盗難・不着担保

■臨時費用

受託した貨物に保険金を支払う対象となる損害が発生した場合に、臨時費用保険金をお支払いします。

●**支払限度額**: 1事故につき、受託した貨物の損害に対して支払われる保険金の10%もしくは200万円のいずれか低い額を限度とします。

■保管中・作業中不担保

保管中および作業中に生じた損害について、この保険の対象に含めません。

輸送中として定義される解体、据付・組立期間中の損害についても対象となりません。

■特定危険担保および盗難・不着危険

この保険の補償の対象となる事故を、特定危険担保条件※3および輸送中の盗難・各荷造りごとの不着によって生じた損害に限定します。

※1 誤配送とは、被保険者(下請運送人を含みます。)の過失によりその貨物が輸送開始時の仕向地とは異なる地に向けて配送されている、もしくは配送された状態をいいます。

※2 仕切状・納品書がない場合は、その貨物の仕向地における時価とします。

※3 火災、爆発、輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁、座州によって生じた損害または共同海損犠牲損害に対して、保険金を支払う条件です。

※4 ほとんどすべての偶然的事故によって生じた損害に対して、保険金を支払う条件です。

保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは「運送保険普通保険約款」、「L-Pack PLUS 保険特別約款(売上高方式/車両特定方式)」、その他の適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■受託貨物に生じた損害

1. 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意
- (2) 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
- (3) 荷造りの不完全
- (4) 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発(中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。)の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。)
- (5) 運送の遅延
- (6) 戦争、内乱その他の変乱
- (7) 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- (8) 公権力によると否とを問わず、捕獲、逮捕、抑留または押収
- (9) 検疫または(8)以外の公権力による処分
- (10) ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- (11) 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
- (12) 原子核反応または原子核の崩壊(ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊を除きます。)
- (13) 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故(地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害を含みます。)
- (14) 化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器
- (15) 通常の輸送過程以外の状態にある間のテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯した者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)、その他類似の行動
- (16) サイバー攻撃により生じた損害
- (17) 警察署にその届出が受理されていない盗難・各荷造りごとの不着
- (18) 作業中・保管中に生じた紛失(紛失には、棚卸しの際に見えられた数量不足、その他原因不明の数量不足を含みます。)
*車両特定方式の場合は除く

2. 次の者により輸送用具が運転されている間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 無免許・無資格運転者
- (2) 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた運転者
- (3) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある運転者

3. 次の損害に対しては保険金をお支払いできません。

- (1) 法令で定める輸送用具以外の輸送用具によって違法に輸送された場合の輸送中に生じた損害
- (2) 輸送用具の不完全被覆(ただし、その輸送用具の被覆が完全であったとしても生じたであろう損害を除きます。)により輸送中に生じた損害
*ただし、3.(2)については、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、適用しません。

4. 違約金・慰謝料・遅延賠償金・逸失利益などの間接損害に対しては、保険金をお支払いできません。(ただし、損害防止費用などの一部の費用を除きます。)

■第三者賠償責任にかかわる損害 【ご希望によりセット】

1. ■受託貨物に生じた損害における保険金をお支払いできない主な場合の1.(1)~(16)および2.によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

*ただし、上記2.については、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、適用しません。

2. 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (2) 被保険者の使用人ならびに下請負人(その使用人を含みます。)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)によって生じた賠償責任
- (3) 液体、気体の排出、流出、いつ出または漏出による土壌、大気、水路、河川、湖沼、海洋の汚染によって生じた賠償責任
- (4) 音波、電波、電磁波、振動の発生に起因する賠償責任
- (5) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (6) 航空機、船舶、自動車(自動二輪車・原動機付自転車を含みます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし、貨物が自動車である場合は、その積み込みまたは荷卸し作業時における自走中※1および貨物の荷役に供するフォークリフトならびに輸送用具としての自動車に付属する荷役機械の所有、使用または管理に起因する賠償責任を除きます。
- (7) 業務の終了後(業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡後)または業務を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任
- (8) 被保険者の管理を離れた、財物に起因する賠償責任

※1 P14 他保険との関係(第三者賠償責任)2.の規定が適用されます。

補償内容の詳細

(9) 直接であると間接であるとを問わず、次の①から②に掲げる財物の損壊により、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

①所有財物

被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づき購入した財物を含みます。

②受託財物

次のア.およびイ.に掲げる他人の財物をいいます。

ア. 借用財物

被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。ただし、一時的に借用した貨物の荷役に供するフォークリフトを除きます。

イ. 支給財物

次の(ア)および(イ)に掲げる財物をいいます。

(ア)作業※1に使用される材料または部品をいい、既に作業※1に使用されたものを含みます。

(イ)被保険者または被保険者のために被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、すでに据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

(10)被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物が滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任

(11)施設の給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用器具から排出、漏えいまたは汜らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任

(12)施設の屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

(13)じんあいまたは騒音に起因する賠償責任

(14)石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他有害な特性に起因する賠償責任、または石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

(15)サイバー攻撃により生じた賠償責任

■受託貨物にかかわる各種費用損害

次の費用に対しては、保険金をお支払いできません。

1. 残存物取片付け費用

公道を除く土壌、大気、水路、海、川、湖沼からの除去費用、洗浄費用、清掃費用、搬出費用、廃棄費用

2. 特別継搬費用

貨物積載中の輸送用具のガス欠が発生した場合に要した費用

3. 急送・回収費用(誤配送等を含みます。)

【ご希望によりセット】

(1)納期遅延を原因とする違約金や逸失利益等の間接損害

(2)誤配送された地が日本国外であった場合に発生した、その地からの急送・回収費用

(3)荷送人または荷受人などの業務委託者の誤った注文・指図により発生した、仕向地からの急送・回収費用

など

他保険との関係 (第三者賠償責任)

1. 貨物の荷役に供するフォークリフトならびに自動車に付属する荷役機械の所有、使用もしくは管理によって保険金を支払う対象となる損害が発生した場合において、そのフォークリフトならびに自動車にこの保険契約と同一の危険を負担する他の保険契約等がある場合においては、次の(1)および(2)で定める方法で保険金をお支払いします。

(1)自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険(共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。)の契約を締結すべきもしくは締結している場合は、その損害の額が当該自賠責保険により保険金が支払われるべき金額を超過する場合にかぎり、その超過額のみ保険金をお支払いします。

(2)任意自動車保険契約を締結している場合で、その任意自動車保険をこの保険契約の被保険者が利用できる場合は、その損害の額((1)に該当する場合は、自賠責保険により保険金が支払われるべき金額を超過する額とします。)が当該任意自動車保険により保険金が支払われるべき金額を超過する場合にかぎり、その超過額のみ保険金をお支払いします。

2. 貨物が自動車である場合の積込みまたは荷卸し作業時における自走中に起因する損害に対してお支払いする保険金の額は、1事故および保険証券記載の保険期間通算で、1,000万円を限度とします。

※1 被保険者または被保険者のために被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(※) 保険契約申込書の被保険者、保険の目的、他の保険契約等の各欄に記載の事項および危険に関する重要な事項として損保ジャパンが保険契約申込書以外の提出を求めた書面の記載の事項をいいます。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

次のような場合には、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

※保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がない場合は、その発生を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

(2) 次のような場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合を除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

III 万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間> 24時間365日

0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特別約款」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

前項②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 示談交渉サービスはありません

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

Ⅳ その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。

また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑤ 外貨建契約の場合

保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金額等の額が異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから <https://www.sompo-japan.co.jp/contact>

(注) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。



保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 **03-4332-5241** (全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「運送保険普通保険約款」、「L-Pack PLUS 保険特別約款(売上高方式/車両特定方式)」、その他の適用される特別約款等および「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先